

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月14日
【会社名】	株式会社enish
【英訳名】	enish, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安徳 孝平
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(6447)4020(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 高木 和成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(6447)4020(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 高木 和成
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 10,440,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 984,240,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、新株予約権が全て当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額の合計額です。行使価額の修正又は調整に伴い、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行新株予約権証券】****(1)【募集の条件】**

発行数	18,000個 (本新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	10,440,000円
発行価格	本新株予約権 1 個につき580円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり5.80円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1 個
申込期間	2019年 1 月 4 日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社enish 管理本部 東京都港区六本木六丁目10番 1 号
払込期日	2019年 1 月 7 日
割当日	2019年 1 月 7 日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号

(注) 1. 株式会社enish第12回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) については、2018年12月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みを行い、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,800,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 行使価額は、当初当社普通株式1株当たり541円とする。行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額(以下「修正後行使価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正後行使価額に修正される。但し、かかる計算によると修正後行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後行使価額とする。 3. 行使価額の修正頻度 払込期日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、行使価額は修正される。 4. 行使価額の下限 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり325円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5. 交付株式数の上限 1,800,000株(2018年6月30日現在の発行済株式総数9,001,600株に対する割合は20.00%(小数点以下第3位を四捨五入)) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 595,440,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,800,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。))は100株とする。但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整される。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初541円とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>2019年1月8日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は325円とし、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、注7.(1)に定める行使請求の通知を受けた後、直ちに、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に譲渡制限付株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割をする場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の権利を発行する場合 (無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。) の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権の場合は割当日) の翌日以降又は (無償割当ての場合は) 効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値 (終値のない日数を除く。) とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本新株予約権の各行使請求の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>984,240,000円</p> <p>(注) 上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2019年1月8日から2020年1月7日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 恵比寿支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>なお、注1.(3)に記載のとおり、割当予定先が行使コミット期間内に本新株予約権をすべて行使しなければならないことや、当社の判断により、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定できることが、本新株予約権に係る第三者割当て契約(以下「本第三者割当て契約」という。)において定められる予定である。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり580円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日(但し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日よりも前の日とする。)に、本新株予約権1個当たり580円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、2020年1月7日に、本新株予約権1個当たり580円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。 なお、注3.(1)に記載のとおり、割当予定先が、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。以下同じ。)以外の者に対して、本新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の決議による承認を要する旨が、本第三者割当契約において定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達をしようとする理由

当社の事業領域である、モバイルゲーム業界を取り巻く環境は、世界市場についてはアジアを中心にさらに成長し、グローバル化によるマネタイズ機会が拡大していく見通しであります。国内市場については、一定の成熟傾向は見られるものの、その市場規模は今後も拡大していく見通しであります(注1)。また、市場ニーズに即したモバイルゲームのリリースやスマートフォン等のデバイスの技術革新によって、モバイルゲーム市場を取り巻く環境は変化することが見込まれます。

こうした市場拡大と市場環境の変化を見越して、当社は既存のブラウザゲーム(注2)により得られる安定した収益及びブラウザゲームで培った技術力を活かしつつ、ネイティブアプリケーションゲーム(注3)を継続的かつ安定的に提供していくことを目指しております。

2017年12月期においては、ブラウザゲームに関しては、ゲーム内において入手できるアイテムやイベント施策の強化及び運営品質の改善、プラットフォームの追加等を行い、引き続き当社の売上収益に貢献しております。新規ネイティブアプリケーションゲームにつきましては、2017年10月にIP(注4)タイトル、「櫻坂46」初となる公式ゲームアプリ「櫻のキセキ」をリリースいたしました。「櫻のキセキ」は、グループが歩んだ成長の軌跡と、メンバーが努力し続けることで起こした奇跡をたどるドキュメンタリーパズルゲームであり、本日現在まで累計350万超ダウンロードされております。しかしながら、ゲーム事業の強化を目的とした選択と集中を進めるために、既存タイトルの譲渡を行ったこと等により、2017年12月期の売上高は4,382百万円と前年同期に比べ11.8%減少しました。

2018年12月期第3四半期累計期間においては、「櫻のキセキ」のコラボ企画等の実施による売上収益への貢献により、売上高は4,231百万円と前年同期に比べ51.5%増加しております。しかしながら、2018年12月期以降のリリースを見据えて開発を進めてきた、他社IPを生かしたネイティブアプリケーションゲームタイトル及び新イベントの導入やコラボレーション企画等のゲーム内の施策に関する自社のノウハウを生かしたオリジナルのネイティブアプリケーションゲームタイトルの2本の新規タイトルの開発費用を2018年12月期第3四半期累計期間において計上した影響により、営業損失は452百万円(前年同期営業損失732百万円)、経常損失は448百万円(前年同期経常損失727百万円)及び四半期純損失は457百万円(前年同期四半期純損失796百万円)となりました。

このような状況から収益を増加させるため、既存タイトルの強化のみでなく継続的な新規ネイティブアプリケーションゲームタイトルのリリースにより収益基盤を拡大することが重要と引き続き考えており、ゲームデザイン(注5)、ゲームシステム(注6)及びアートワーク(注7)の全てにおいてユーザーから支持されるコンテンツを適切なタイミングでリリースできるよう企画・開発に取り組んでおります。具体的には、前述の通り、2018年12月期以降のリリースを見据えて開発を進めてきた、他社IPを生かしたネイティブアプリケーションゲームタイトル及び新イベントの導入やコラボレーション企画等のゲーム内の施策に関する自社のノウハウを生かしたオリジナルのネイティブアプリケーションゲームタイトルの2本については、2019年12月期中のリリースに向けて、引き続き開発に取り組んでまいります。

また、2019年1月以降は、2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルの開発も並行して行う予定です。本新株予約権で調達した資金を、2020年12月期以降にリリースする予定の新規ネイティブアプリケーションゲーム1タイトルの開発のために必要な開発人員の人件費、外注制作費、新規IPの取得等に関する費用に充当する予定です。

以上の状況を踏まえ、当社としましては、今回調達する資金を2019年12月期にリリース予定の2本のネイティブアプリケーションゲームタイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用、2020年12月期以降にリリース予定の1本のネイティブアプリケーションゲームタイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用にそれぞれ充当する予定です。

なお、当社は、2018年1月11日付で、2019年12月期にリリース予定の新規2タイトルの開発費用等の調達を目的として、第10回新株予約権を発行し、当該新株予約権の行使の完了により、1,254,150,000円を調達いたしました。第10回新株予約権の発行及び行使により調達した金額から、当該開発中の2タイトルの開発費用として当初の充当予定額である2億円を既に全額充当済みであります。第10回新株予約権の発行決議時点において、上記の開発中の新規2タイトルの開発費用については、第10回新株予約権の発行及び

行使による調達資金に加え、手元資金からも充当することを予定しておりましたが、当社のゲーム事業の収益への貢献が当社の想定には満たなかったこと及び非ゲーム事業が引き続き投資段階であり、非ゲーム事業への投資に手元資金を充てる必要があったことも影響し、手元資金から新規ゲーム2タイトルの開発費用に充当できる金額が第10回新株予約権の発行決議時点の想定よりも限定的となりました。しかしながら、新規ゲーム2タイトルは、競合タイトル群との明確な差別化を図り、競争力を高めるため、ゲームに革新的な要素を入れるとともに、高品質なキャラクターアートやストーリー・世界観を作ることが重要であり、手元資金から充当できる金額が限定となるなかでも、新規ゲーム2タイトルの開発費用に優先的に十分な資金を充て、競争力を確保することが当社の収益確保と持続的成長の観点から重要と判断しております。そのため、第10回新株予約権の調達資金に係る資金用途を変更し、当該調達資金から324,590,000円を追加で上記2タイトルに係る開発費用に充当するとともに(第10回新株予約権の調達資金の資金用途の変更につきましては、本日付で開示いたしました「行使価額修正条項付第10回新株予約権の資金用途変更に関するお知らせ」をご参照下さい。)、今回調達する資金からさらに5億円を2019年12月期にリリース予定の新規2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用に充当することとしております。当社は、さらなる持続的な成長を遂げるためにも、今回の資金調達が必要であり、今回の資金調達によりネイティブアプリケーションゲームの継続的かつ安定的な提供を実現させることで、当社の収益基盤の拡大及び収益性の向上が図られるものと判断しております。

(注1) App Annie Japan株式会社 2018年1月17日付「2017年アプリ市場総括レポート」参照。

(注2) ブラウザゲームとは、ウェブブラウザを使用してプレイするゲームのことをいいます。

(注3) ネイティブアプリケーションゲームとは、ネイティブアプリケーション(特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェア)を使用してプレイするゲームのことをいいます。

(注4) IPとは、Intellectual Propertyの略称で、著作権等の知的財産をいいます。著作権に限らず、著作権を利用して開発された二次的著作物に関わる著作権もIPに含まれます。当社が主に利用しようとする知的財産は、映画、アニメ、漫画、芸能人・有名人及びそのキャラクター等です。

(注5) ゲームデザインとは、ゲームの内容、ルール等を考案又は設計することをいいます。

(注6) ゲームシステムとは、ゲームの本質的な仕組み(ルール)を構築することをいいます。

(注7) アートワークとは、ゲームの画面上に表示される画像及びゲーム上での動きや音などを制作することをいいます。

(2) 資金調達方法の選択理由

数あるファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、経営資源を当社の強みであるゲーム事業に集約することで、経営効率化による業績の改善と更なる企業価値向上を図るという事業計画のもとでの、資金需要に応じた資金調達の高い実現性と資本政策の柔軟性が確保された資金調達手法かどうか、また、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

本新株予約権の主な特徴

- ・一定金額についての短期間における資金調達の実現性が高いと考えられること

下記(3)「資金調達方法の概要」にも記載のとおり、割当予定先は、保有する本新株予約権のうち12,000個については原則として120計算対象日(計算対象日の定義は、下記「(3) 資金調達方法の概要 行使コミット条項」をご参照ください。以下同様です。)以内に行使する義務を負っていません。この仕組みにより、一定金額について短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。

- ・過度な希薄化の抑制が可能なこと

() 本新株予約権に係る潜在株式数は1,800,000株(2018年6月30日現在の発行済株式数9,001,600株の20.00%(小数点以下第3位を四捨五入))と一定であり、株式価値の希薄化の割合が限定されております。

() 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示(停止指示の定義は、下記「(3) 資金調達方法の概要 当社による行使停止」をご参照ください。以下同様です。)を行うことができます。

- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと
下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。
 - () 上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること
 - () 行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
 - () 下限行使価額が325円に設定されていること

- ・ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・ 本新株予約権の下限行使価額は325円に設定されており、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。
- ・ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

他の資金調達方法との比較

- ・ 公募増資又は第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項記載のとおり、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使の分散が期待され、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいことに加え、株価動向や市場環境等を勘案して当社が停止指示を行うことにより、割当予定先による本新株予約権の行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響を低減することが可能となるものと考えられます。
- ・ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、転換価額の水準によっては転換により交付される株式数が当初転換価額を前提とする想定より増加する場合があります。株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されています。
- ・ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、割当予定先は保有する本新株予約権のうち12,000個については原則として120計算対象日以内に行使する義務を負っており、他の行使価額修正型の新株予約権よりも、一定金額について高い実現性をもって機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。
- ・ 社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性の低下が見込まれますが、本スキームは資本金調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこととなります。

(3) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、割当予定先に対し、行使期間を2019年1月8日から2020年1月7日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株であり、本新株予約権の目的である株式の総数は1,800,000株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記及びに記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の本第三者割当契約において、割当予定先が一定条件のもとで本新株予約権のうち12,000個についての行使コミット(下記「行使コミット条項」をご参照ください。)を行うことにより、当社は一定金額について短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。また、当社の資金需要動向に応じて当社が割当予定先に対して停止指

示を行うことができるほか、停止指示を通じて、株価動向や市場環境等に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計としています。

- ・本新株予約権の行使価額は、当初541円（発行決議日の直前取引日の東証終値）ですが、2019年1月8日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額に修正されます。但し、行使価額の下限は325円（発行決議日の直前取引日の東証終値の60%の水準）です。
- ・本新株予約権の行使期間は、2019年1月8日から2020年1月7日までです。

行使コミット条項

割当予定先は、2019年1月8日以降、原則として120計算対象日以内（但し、当該期間の終了日より前に2020年1月7日が到来した場合には、割当予定先は本新株予約権の行使を行う義務を免除されます。）に、保有する本新株予約権のうち12,000個を行使することを約束しています（以下「行使コミット」といいます。）。

この仕組みにより、当社は一定金額について短期間における資金調達の実現性を高めることが可能となります。但し、計算対象日は、以下のいずれかに該当する日を除く取引日を行います（以下同じです。）。

- （ ）当該取引日における権利行使価額が下限行使価額となる場合
- （ ）当該取引日における当社普通株式の株価（気配値を含みます。）が一度でも直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%以下となった場合
- （ ）当該取引日が行使停止期間（下記「当社による行使停止」をご参照ください。）に該当する場合
- （ ）当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当予定先が合理的に判断した場合
- （ ）災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

当社による行使停止

- ・当社は、行使期間中のいずれかの日において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- ・当社は、停止指示を行った際、又は一旦行った停止指示を取り消した際には、それぞれその旨をプレスリリースにて開示いたします。

当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、2020年1月7日において未行使の本新株予約権が残存している場合、本新株予約権1個当たり580円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本第三者割当契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定する予定です。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

（2）資金調達方法の選択理由」及び上記「（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（3）資金調達方法の概要」に記載の内容以外に、本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約の締結日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行、分割、併合、無償割当て、募集、貸付け、売付け、売却契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引（差金決済若しくは現物

決済のいずれも含まれます。)その他の取引を行うこと、当社の指示により行為する法人若しくは個人に若しくは に定める行為を行わせること、又は、若しくは に記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表(当社の発行する有価証券についての第三者からの公開買付けに対する賛成の意見表明を含みます。)することを行わない旨合意しています。

ただし、以下に掲げる場合は、上記の禁止される行為にはあたりません。

(1) 当社及び当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社普通株式の交付並びに新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による発行会社の株式の交付(ただし、その目的である株式数が合計150,000株を上回らない範囲に限りません。)

(2) 本契約締結日においてロックアップ対象有価証券が存在する場合における、当該ロックアップ対象有価証券の行使又は当該ロックアップ有価証券に付された権利の行使若しくは義務の履行による当社普通株式の交付

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)をいいます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。

(2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生するものとします。

(4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。

8. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付するものとします。

9. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権です。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
984,240,000	10,000,000	974,240,000

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額 (10,440,000円) 及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (973,800,000円) を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。
2. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用 (有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等) の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額974,240,000円については、500,000,000円を2019年1月から2019年12月末までに、2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用に、474,240,000円を2019年1月から2020年12月末までに、2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用に、それぞれ充当する予定です。なお、調達額が予定金額を超過した場合には、その他の人件費、経費等の運転資金に充当いたします。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用	500,000,000	2019年1月～2019年12月
2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用	474,240,000	2019年1月～2020年12月

- (注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。
2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。かかる場合、当社は優先順位を上記の順とし支出予定時期を後ろ倒しする予定であり、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には手元資金、借入金等の代替資金による資金調達手段により充当する予定です。
- 上記具体的な使途については以下をご参照ください。

2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用

当社の収益を増加させるためには、既存タイトルの強化のみでなく継続的な新規ネイティブアプリケーションゲームタイトルのリリースにより収益基盤を拡大することが引き続き重要と考えており、前述の通り他社IPを生かしたネイティブアプリケーションゲームタイトルと、新イベントの導入やコラボレーション企画等のゲーム内の施策に関する自社のノウハウを生かしたオリジナルのネイティブアプリケーションゲームタイトルの合計2本につき、ゲームデザイン、ゲームシステム及びアートワークの全てにおいてユーザーから支持されるコンテンツを、2019年12月期中の適切なタイミングでリリースできるよう企画・開発に取り組んでおります。また、かかる新規2タイトルがリリースされた後は、ユーザーからの支持を高め、維持できるように、新イベントの導入、テーマやアートのクオリティ担保、コラボレーション企画の強化等によるゲーム運営に取り組むことが重要となります。

以上のとおり、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、2019年12月期にリリースする予定の新規ネイティブアプリケーションゲーム2タイトルの開発のために必要な開発人員の人件費、外注制作費等の開発費用及びリリース後のゲーム運営費用に充当する方針です。

2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用

上記に記載のとおり、当社は、2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発に取り組んでまいりますが、2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルについても、2019年1月以降、並行して開発に着手する予定です。そのため本新株予約権で調達した資金を、2020年12月期以降にリリースする予定の新規ネイティブアプリケー

ションゲーム1タイトルの開発のために必要な開発人員の件費、外注制作費、新規IPの取得等に関する費用にも調達資金を充当する方針です。

3. 当社は、2018年1月11日付で、大和証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付第10回新株予約権を発行し、2018年2月15日にそのすべての行使が完了しており、当社は差引手取概算額1,254,150,000円(当初予定差引手取概算額1,629,560,000円)を調達しております。なお、当社は、本有価証券届出書提出日付けで開示いたしました「行使価額修正条項付第10回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」に記載のとおり、第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金の使途及び支出予定時期につきまして、以下のとおり変更を行っております。

具体的な使途	金額(円)	うち充当済み金額(円)	支出予定時期
既存のネイティブアプリケーションゲーム「櫻のキセキ」のマーケティング活動費用	200,000,000	141,229,329	2018年1月～2019年6月
2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用	524,590,000	200,000,000	2018年2月～2019年12月
2019年12月期にリリース予定の上記のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用	300,000,000	0	2019年1月～2020年6月
金融機関からの短期借入金の返済資金	229,560,000	229,560,000	充当済み
合計	1,254,150,000	570,789,329	-

(注) 1. 詳細は、本有価証券届出書提出日付「行使価額修正条項付第10回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」に記載のとおりです。

2. これに加えて、本新株予約権(行使価額修正条項付第12回新株予約権)の発行及び行使による調達資金より、2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用等に500,000,000円を充当する予定であり、2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用等への充当額は、上表で記載の第10回新株予約権の発行及び行使による調達資金からの充当予定額524,590,000円との合計で1,024,590,000円になります。なお、2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用等は、2017年12月26日付「第三者割当てによる行使価額修正条項付第10回新株予約権の発行及びコミットメント契約に関するお知らせ」の「4.(2) 調達する資金の具体的な使途」において記載の平成30年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用と実質的に同様の資金使途となっております。
3. 本新株予約権の発行及び行使による資金調達について、上記、及びの資金使途に充当することは予定していません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
(2) 本店所在地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
(3) 直近の有価証券報告書等の提出日	外国会社報告書 2018年4月27日 (2017年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)) 外国会社半期報告書 2018年9月4日 (2018年度中(自 2018年1月1日 至 2018年6月30日))

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 割当予定先が保有している当社の株式の数には、割当予定先が短期取引を前提として一時的に保有している株式を含めておりません。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、複数の証券会社から提案を受けた複数の資金調達方法について検討してまいりましたが割当予定先のグループに属する日本法人であるパークレイズ証券株式会社(以下「パークレイズ証券」といいます。)からの提案が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を短期間で調達したいという当社のニーズに最も合致するものであったこと等を総合的に勘案し、パークレイズ証券の提案を採用し、割当予定先を割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当では、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(4) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,800,000株です(但し、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

(5) 株券等の保有方針

本新株予約権について、割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。当社と割当予定先との間で締結予定の本第三者割当契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておらず当社株式に係る議決権を行使しない旨を表明する予定です。

また、割当予定先が当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、割当予定先の代理人であるパークレイズ証券の担当者に口頭で確認しております。

さらに、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、割当予定先との間で締結予定の本第三者割当契約において、以下の内容について合意する予定です。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の制限超過行使（単一月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える場合における、当該10%を超える部分に係る行使をいう。）を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合（なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要。）、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先が2018年9月4日に関東財務局長へ提出した外国会社半期報告書（自2018年1月1日至2018年6月30日）の補足書類(1)に記載されている2018年6月30日現在の主要キャッシュフロー・データ中の「現金及び現金同等物」（152,964百万ポンド（約22,117,065百万円、換算レート1ポンド144.59円（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による2018年6月29日の仲値）））からも、割当予定先がかかる払込みに要する十分な資金を保有していることが確認できていることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先は、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構（Prudential Regulation Authority）により承認され、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています（登録番号はNo.1026167）。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は設けておりません。但し、割当予定先が、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して、本新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の決議による承認を要する旨が、本第三者割当契約において規定される予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下「プルータス」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を仮定して評価を実施しました。

その結果、本新株予約権1個当たりの評価額は580円と算定され、当社は、これを参考として本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金580円と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2018年12月13日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である325円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の60%に相当する金額で設定されており、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権行使価額の水準等を踏まえて決定されているこ

とに照らして、本新株予約権の払込金額は適正な価額であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと考えられています。

当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員も、プルータスは新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められること、プルータスは当社と資本関係も顧問契約関係にもなく、当社経営陣から独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価値の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はプルータスによって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利ではなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実とは認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、本新株予約権全部が行使された場合に当社普通株式は最大1,800,000株(議決権18,000個相当)増加し、2018年6月30日現在の発行済株式数9,001,600株に対して最大20.00%の増加、2018年6月30日現在の総議決権数89,982個に対して最大20.00%の希薄化が生じます。しかしながら、当社は、当該資金調達により、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、さらなる持続的な成長を遂げ、今後収益基盤の拡大及び収益性の向上を図ることができると考えており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,800,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は187,833株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることが可能であり、かつ当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
パークレイズ・バンク	英国 ロンドン市 E14 5HP P チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)			1,800,000	16.67%
安徳 孝平	東京都港区	827,560	9.20%	827,560	7.66%
公文 善之	東京都目黒区	827,560	9.20%	827,560	7.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	335,700	3.73%	335,700	3.11%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	242,000	2.69%	242,000	2.24%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	206,100	2.29%	206,100	1.91%
高島 誠司	山梨県南都留郡忍野村	189,800	2.11%	189,800	1.76%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FROW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9番1号)	187,300	2.08%	187,300	1.73%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9番1号)	135,300	1.50%	135,300	1.25%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNTESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	122,900	1.37%	122,900	1.14%
計	-	3,074,220	34.16%	4,874,220	45.14%

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式の内訳は、信託口5が111,700株、信託口2が77,800株、信託口1が59,400株、信託口6が45,500株、信託口が41,300株であります。

5. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 (5) 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先は割当後における当社の大株主とはならないと見込んでおります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第9期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）2018年3月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第10期第1四半期（自 2018年1月1日 至 2018年3月31日）2018年5月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第10期第2四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第10期第3四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年12月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年3月29日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年12月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年6月7日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年12月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2018年8月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2018年12月14日）までの間において変更及び追加すべき事項がありました。以下の内容は当該事業等のリスクの変更及び追加箇所のみ記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（2018年12月14日）現在においてもその判断に変更はありません。

「事業等のリスク」

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2018年12月14日）現在において当社が判断したものです。

（中略）

(2) 事業運営・組織体制に関するリスク

（中略）

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。現在付与されている、または今後付与するストック・オプションその他の新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。本有価証券届出書提出日（2018年12月14日）現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は839,160株であり、発行済株式総数9,001,600株の9.32%に相当しております。なお、当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従って、平成30年12月14日開催の取締役会において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当予定先として第12回新株予約権18,000個を発行することを決議しております。当該新株予約権による潜在株式数は1,800,000株であり、かかる数を考慮した場合の潜在株式の合計数の発行済株式総数に対する割合は29.32%となります。

（後略）

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社enish 本店

（東京都港区六本木六丁目10番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。